

第7節 南海トラフ地震等災害対策及び感染症対策

1 社会福祉施設等における防災対策の推進

現状と課題

高齢者などが入所（通所）している社会福祉施設等では、南海トラフ地震などの大規模な災害が発生した場合、限られた職員で利用者の安全の確保や避難誘導などを行わなければならない、相当に対応が難しい状況となることが予想されます。また、自施設が被害を免れたとしても、他施設への支援が必要となることも想定されます。このため、社会福祉施設等においては、日頃から、いざというときの備えをしっかりとしておくことが特に重要です。

このため、県では、平成24年3月に東日本大震災の教訓も活かした「高知県社会福祉施設防災対策指針」（平成29年8月一部改訂）を定め、社会福祉施設等における、より実効性のある防災対策マニュアルづくりを促進しています。なお、この指針は、台風や集中豪雨などの風水害対策に関する内容も盛り込まれており、地震対策のみならず災害対策の指針として活用できるものとなっています。

また、人命確保のための初動対応を定めた防災マニュアルを整備し、実際に訓練するなどの防災対策とともに、介護サービスを継続して提供するために、優先業務の整理や地域との協力体制の構築など、BCP（事業継続計画）を定めて日ごろから訓練等を継続して行っていく必要があります。

社会福祉施設は、バリアフリー化された生活スペースが確保されており、かつ、福祉サービスに関する専門的機能を有していることから、在宅等の災害時要配慮者の受入先となる福祉避難所としての役割が期待されています。今後も引き続き、災害時要配慮者の受入に必要な設備等を備えた地域交流スペースの整備を進め、市町村での福祉避難所の指定を促進していく必要があります。

- ◇ 福祉避難所とは
高齢者や障害者など、一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に特別な配慮がされた施設のことで、市町村が指定します。

今後の取組

○社会福祉施設等における実効性のある防災対策への支援

社会福祉施設等の防災対策について助言するアドバイザー派遣等により、実効性のある防災対策マニュアルの作成及び見直し、訓練等への支援を行います。

また、避難設備やガラス飛散防止等の設備改修を支援します。

○社会福祉施設の耐震化等の促進

耐震化が未整備となっている施設の改築や津波浸水想定区域にある施設の高台移転等の整備を支援します。

○社会福祉施設等のBCP策定への支援

「社会福祉施設における地震防災対策指針」の別冊、「高齢者福祉施設におけるBCP策定の手引」により、社会福祉施設等におけるBCP策定を支援します。

○福祉避難所の指定促進

福祉避難所の指定を受ける施設の地域交流スペースの整備を支援し、福祉避難所の指定促進を図ります。

2 要配慮者の避難支援対策の推進

現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、高齢者や障害のある方などの支援が必要な方（要配慮者）や消防関係者、民生委員・児童委員など多くの支援者が犠牲となりました。この教訓を踏まえて、実効性のある避難支援が行われるよう、平成26年4月1日に改正災害対策基本法が施行されました。

改正災害対策基本法では、要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿の作成が市町村に義務付けられ、避難行動要支援者ご本人から名簿提供について同意を得られた名簿は、平常時から災害に備えて避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）に提供されることとなっています。

提供された名簿は、地域住民が中心となった個別の避難計画（個別計画）の策定や個別計画に基づいた訓練など、日頃からの避難支援対策に活用されることとなり、また、災害時には、名簿や個別計画を活用した支援を行います。平成28年に発生した熊本地震時には、安否確認に名簿を活用した事例もあります。

こうした制度の改正を踏まえ、内閣府において平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が作成されました。県でも、国の制度改正や南海トラフ地震対策等に対応するため、平成25年度に市町村向けの取組指針「災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」、避難支援者向けに「避難支援の手引き」、県民向けに「概要版リーフレット」を作成し、取組の周知等を行うとともに、平成27年度からは、名簿情報に基づく個別計画の作成及び避難訓練の実施に必要な経費を市町村に対し補助するなどにより、地域での取組を支援しています。

また、第4期南海トラフ地震対策行動計画に、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク（災害福祉支援ネットワーク）構築の推進を位置づけ、介護・福祉の関係施設団体や専門職団体等との連携のもと、被災時における避難所運営支援や県外からの受援体制の整備等の取組を進めています。

こうした取組により、平成26年度末までに全市町村で避難行動要支援者名簿が整備されていますが、市町村職員のマンパワー不足等により、個別計画の作成率は12%程度にとどまっています。

また、災害が発生したときに一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に特別な配慮がされた「福祉避難所」の指定数は、令和2年9月末現在で34市町村225施設と着実に増加しています。しかしながら、まだまだ不足していることから、引き続き指定を促進するとともに、福祉避難所を運営する体制整備を進めています。

災害時において、要配慮者に対する緊急的な対応や生活支援が行えるよう、福祉の専門職の確保など県内の災害福祉支援体制の構築に向け、既に締結している県内の社会福祉施設間の相互応援協定の実効性の確保や、多様化する福祉ニーズに対応できる人材の育成、関係者への普及・啓発に取り組んでいます。

◇ 要配慮者とは

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とされています。（災害対策基本法第8条第2項第15号による）

◇ 避難行動要支援者とは

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとされています。（災害対策基本法第49条の10第1項による）

今後の取組

○個別計画の策定等への支援

避難行動要支援者の個別計画の早期作成に向け、補助制度により市町村の取組を支援します。

ケアマネジャーや相談支援専門員など、日ごろから要配慮者との関係を築けている専門職との連携を強化し、同意取得の促進や状態に応じた個別計画の作成を支援します。

○福祉避難所の整備促進

福祉避難所に最低限必要な物資等の購入助成を市町村に対して行うとともに、平成26年度に作成した「運営訓練マニュアル」や令和2年度に改訂した「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を活用し、施設事業者、地域住民、行政が一体となって運営を行える体制づくりの支援を行います。

一般の避難所で要配慮者を適切に受け入れるため、要配慮者スペース整備や対応方法について避難所運営マニュアルに追記、要配慮者の視点を加えた訓練の実施を支援します。

○災害福祉支援ネットワークの構築に向けた取組

関係機関と連携し、社会福祉施設間の受援・応援体制の具体化や、災害派遣福祉チーム（高知県 DWAT）の体制整備を行います。

災害福祉支援ネットワーク会議事務局と県災害対策本部との連携や調整方法を整理するとともに、「災害派遣福祉チーム受援計画（仮）」を作成します。

3 社会福祉施設等における感染症対策

現状と課題

新型コロナウイルス等の感染症が発生した際には、外出自粛や「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避など、人と人との距離の確保や会話の制限などへの対応が求められることから、会話等の制限による認知機能の低下や、高齢者が体操などを行う通いの場の活動自粛やサービスの利用控えなどによる心身の機能低下などが懸念されることから、自宅で運動の習慣を維持していただけるような啓発とともに、感染拡大防止に配慮した通いの場などの取組を実施していく必要があります。

また、介護サービスは、高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で欠かせないものであり、感染症等が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要となります。加えて、高齢者介護施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者などが集団で生活している場所であり、施設内に感染源を持ち込まない感染予防の徹底とともに、感染症発生時には、迅速に適切な対応が求められることから、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対応力を強化し、国が定める「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」などに基づく感染症対策を徹底しながら、地域において必要なサービスを継続的に提供していく必要があります。

さらに、令和3年介護保険法改正において、全ての介護サービス事業所に、感染症発生及びまん延時の業務継続に向けた計画（BCP）等の策定や研修、訓練の実施などが義務づけられたことから、感染防止策の周知啓発や研修、平時からの事前準備など総合的な対策を進める必要があります。

また、感染症によりクラスターが発生し、職員の不足や利用者がサービスを利用することが困難になった場合に備え、事業所や法人内、グループ内で相互支援のための仕組みをあらかじめ整備しておくことも重要です。その上で、法人内やグループ内でも対応ができない事態が生じた場合に、職員の応援派遣や利用者への代替サービスの提供のため、県全体で相互支援のための社会福祉施設のネットワークの仕組みを構築しておく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス等感染症の発生時には、感染防護具や消毒液等の感染対策に必要な物資の国内需給が逼迫する恐れがあり、こうした状況も踏まえ、あらかじめ必要量を検討し、備蓄を行うなどの対策も必要となります。

今後の取組

○社会福祉施設等における感染症防止対策への支援

社会福祉施設等における感染症防止対策について、業務継続計画（BCP）の作成や感染症対策の専門家による実地研修などへの支援を行います。

○新型コロナウイルス感染症相互支援ネットワークの構築

社会福祉施設等で感染者が発生した場合に、相互支援によりサービスを継続できる体制（社会福祉施設相互支援ネットワーク）を整備します。

○感染防護具等衛生用品の備蓄

感染症が発生した社会福祉施設等に対し、不足する衛生用品等を速やかに供給できるよう、県においても、感染防護具等衛生用品の備蓄を行います。